

固定資産税 (償却資産) 課税標準の特例適用申告書

丹波市長 様

令和 年 月 日

納 税 義 務 者	住 所	
	氏 名 又は名称	
	電 話 番 号	()

申 告 理 由						
添 付 書 類						
No.	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	該 当 条 項
1			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
2			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
3			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
4			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
5			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
6			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
7			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
8			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
9			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
10			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
11			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
12			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
13			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
14			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号
15			平成 令和 年 月			地方税法第 条第 項第 号 本法附則第 条第 項第 号

記入例

固定資産税 (償却資産) 課税標準の特例適用申告書

丹波市長 様

令和 4 年 1 月 20 日

納税義務者	住所	丹波市氷上町成松●●番地
	氏名 又は名称	丹波 次郎
	電話番号	0795 (82) ●●●●

申告理由		中小企業が導入した先端設備等				
添付書類		別紙のとおり ← 添付書類がある場合のみ記入してください				
No.	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	該当条項
1	半導体製造設備	1	平成 令和 3 年 9 月	6,500,000	5	地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 64 条 第 項 第 号
2			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
3			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
4			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
5			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
6			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
7			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
8			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
9			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
10			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
11			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
12			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
13			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
14			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号
15			平成 令和 年 月			地方税法 第 条 第 項 第 号 本法附則 第 条 第 項 第 号